

# 令和5(2023)年度 事業報告書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 1. 事業計画の総括

設立時の定款を見直し、活動実態に合わせた事業名称等に変更すると共に、「特定非営利活動」以外の「収益事業」も可能とする定款改定を行いました。実際の「収益事業」は、利益が得られる見込みが明確になるまで開始しませんが、将来的な事業の幅を広げる準備はできました。

令和5年度事業計画は、新型コロナの5類移行・鎮静化を見込み、これまでの繰越資金を一部取り崩してでも積極的に対外発信事業を行う方針とし、4月「GIBUN手づくり市」、11月「中区民祭り ハローよこはま2023」にイベント出店しました。当会を紹介すると共に、会員の発明品を実際に販売してみる試みを行い、会員の発明品に対し多くの来場者から評価をいただきました。また、「ハローよこはま2023」出店は、テレビ神奈川：横浜市広報TV番組「ハマナビ」で当会と当会の発明品が紹介される放送（2月）のキッカケになりました。

残念ながら、当会設立の原点「個人アイデアを事業者に繋ぎ産業発展に寄与する」「市や県との関係強化による企業・事業者紹介」の目標は果たせていませんが、個人発明家のアイデアを採用する実績がある会社社長による講演を実施し、それを契機に継続的な繋がりを開始することができ、また、INPIT神奈川県知財総合支援窓口とは、当会会員の発明品を「テクニカルショウヨコハマ」の展示ブースで展示いただけるようになる等、外部との関係強化も一部ではありますが図れました。

また、ホームページの更新等にも努め、新規会員を9名お迎えすることができ、新型コロナ禍で減少傾向が続いていた状況からようやく増加傾向に転じることができました。

積極的支出を行った結果・効果については、様々な意見を求めシッカリ検証し、今後の活動に活かしていきます。

## 2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

No.	定款上 事業名	事業内容		詳細・補足・課題	結果
		中項目			
1	① 発 明 ・ 考 案 教 室 の 開 催	「日曜発明サロン」開催		①休会を回避し、発明活動の停滞回避。オンライン参加も可能とする対応を継続。 ②第1部作品発表時に議論活性化のため、類似先願を確認し、情報を提供します。 ③「特許・意匠登録」の法律、最新知識、情報提供。 ④他の発明団体や企業担当者の講演など。 ⑤発明ポイントの拡大。	◎ ①コロナ禍は鎮静化に伴い会場参加者が増加していますが、オンライン中継を可能な限り実施。会場内の集音が良好ではなく、オンライン参加者がいない会も増加している点が課題ですが、録画も行っており「ハマ発明ニュース」での正確な情報提供に役立っているという状況です。②発表作品に対する類似先願の確認を必要に応じて行いました。③特別顧問を引受けていただいている「かもめ特許事務所：小林先生」に継続的に参加いただくことが出来、日曜発明サロンの議論に厚みを増すことができました。④外部講師による講演は、予算4回に対し実施3回でしたが、弁理士小林先生による講義、個人発明家のアイデアの製品・販売化で実績がある会社社長の講演や、個人発明家が集り出店販売を行っているグループの代表の講演と、バリエーションのある内容で行うことができました。⑤発明ポイントは現状の運営を継続します。
	集合型開催				
	オンライン開催				
	第1部作品発表：類似先願の確認・情報提供				
	第2部研究会：テーマの多様化、外部講師講演・講習				
	発明ポイントによる発明奨励・懸賞				
2	② 展 示 会 ・ 発 表 品 の E C B 開 公 ・ 開 発 等 信	ホームページ(対外)による発信	①活動PR入会勧奨 ②会員発明品紹介 ③「ハマ発明ニュース」バックナンバー公開 ④「こんなものを見つけました」コーナー開設	広い層にアイデア創出の楽しさ、便利さを発信します。 掲載を希望する会員の発明品紹介 新規性喪失防止とアイデア流出防止の観点から2年以上経過分を掲載。 会員が街で見つけたアイデア商品・グッズ紹介コーナー	◎ ①GIBUN手づくり市への出店、ハローよこはま2023への出店を掲載すると共に、2つの特設コーナーページ（4～1月：通園バス園児置き去り防止策の検討、12月～自分に出来るCO2削減）を随時設けました。 ②会員が自身の発明品を一定のルールで掲載可能とするルールを2021年5月に設け、2年が経過したが、自ら掲載ページを作成する会員は0名でした。会員の発明品をホームページで発信する新たな仕組みが必要と感じ、ホームページの編成を見直し、「会員発明品紹介」のページをリニューアルしました。2月に放送された「ハマナビ」で紹介された全作品を掲載しました。 ③新規性喪失とアイデア流出防止のため、ハマ発明ニュースの完全公開は2年経過後の春に1年分を新たに一般公開しています。また、図書館や公的機関や他団体に送付している紙ベースの「ハマ発明ニュース」では、写真や記事内容の一部を入れ替え、アイデアの概要を紹介するレベルになるように調整をしています。図書館への送付は、当会の足跡を公的に残す民俗史的な価値がある提供と考えています。 ④日曜発明サロンで紹介された「こんなものを見つけました」を、「勝手に世界のアイデア品を応援する！」として、ホームページ上に同名タグを設けて紹介中。他の発明団体のホームページにおいて、他者の発明品を応援するようなページは一切なく、オープンで公平な発明団体という印象を与えることを目指しています。
3		「ハマ発明ニュース」寄贈	40年以上継続	◎ ④日曜発明サロンで紹介された「こんなものを見つけました」を、「勝手に世界のアイデア品を応援する！」として、ホームページ上に同名タグを設けて紹介中。他の発明団体のホームページにおいて、他者の発明品を応援するようなページは一切なく、オープンで公平な発明団体という印象を与えることを目指しています。	
		図書館寄贈	横浜市中央図書館、県立川崎図書館		
		公的機関へ送付	横浜市経済局ものづくり支援課、(一社)神奈川発明協会、横浜市工業技術支援センター、(公財)横浜企業経営支援財団IDEC		

No.	定款上 事業名	事業内容		詳細・補足・課題	結果	
		中項目				
4	③ 発 明 ・ 考 案 創 出 を 促 進 ( 見 学 会 、 過 去 の 事 例 閲 覧 提 供 、 他 の 発 明 団 体 等 と	個人会員増加策の実施		「アイデアを形にしたい方」 「作品を発表し意見を知りたい方」に対する入会勧奨	○ 見学参加者の大半は、ホームページを見ての参加であり、ホームページの充実に努めています。但し「日曜発明サロン参加勧奨チラシ」を見て参加したという人物も数名おられ、紙媒体も必要であることは証明できています。しかし、県や市の共催や後援の取付が出来ない為、公的施設へのチラシ設置は個別折衝が必要な為効率が悪い現状が続いています。	
5		個別テーマ勉強会		勉強会を希望する会員に、グループ勉強会開催の支援（告知、セルテ使用、ZOOM利用等）を行います。	×	個別テーマ勉強会の開催実績なし。メニューとしては必要と考えられますが、現状では、自然発生的な勉強会は生まれにくい状況です。
6	見学会開催	工場、工房、展示会等への見学会開催			○ 技量向上の為、外部セミナー（県立川崎図書館主催：知的財産セミナー）を、アイデア創出のヒントとなる展示会（東京ギフトショー、テクニカルショウヨコハマ）を案内し参加を促しました。複数の会員が会場で集合し、情報交換をしながら知見を広めました。それらで得られた情報は、日曜発明サロンの席上や、ハマ発明ニュースの誌上でも紹介しました。	
7		会員への情報提供の継続・強化	ホームページ「会員専用ページ」の充実 「ハマ発明ニュース」提供 発明遺産バックナンバー閲覧提供 明細書用語検索機能開発	①会員専用ページを、新規会員を含む会員にとって「生涯学習の場」「実務のナビゲーションの場」となるよう充実を図る。 ②展示会・イベント情報の提供 ③古い「アイデアブック」 「ハマ発明ニュース」のPDFデータ化。 ④明細書用語集の検索機能開発を継続	○	①ホームページの会員向けページの充実：一旦、数を増やすようにしてきたが、会員に分かり易い体系立てた分類に整理するよう変更を進めています。なお、過去の講演の動画（音声）を活用する術が必要になってきましたが、技術的課題をクリアできていません。 ②展示会・イベント開催情報は、「ハマ発明ニュース」でも告知し、誌面的にスペースがない場合は、会員向け一斉メールも活用し情報提供に努めました。 ③「アイデアブック」「ハマ発明ニュース」の4年以上前のバックナンバー収録（会員向け公開）は、事務所移転問題もあり「紙資料」の整理と一体のテーマですが、未だ進展していません。 ④明細書用語の検索機能は進捗していません。
8	他の発明団体等との交流	「ハマ発明ニュース」提供		(一社)発明学会、(一社)婦人発明家協会、川崎発明振興会、NPO発明商品化協会(旧福岡発明研究会)	○ 11月「ハローよこはま」に、川崎発明振興会作本会長来訪。3月婦人発明家協会「なるほど展」にてクラウドファンディング情報入手。	
9	④ 試 作 ・ 調 査 助 言 、 紹 介 ・ 助 言	発明・考案の相談・助言事業		・アイデアを形にする方法（試作）や手段、またその手配に関する助言や仲介 ・作品のモニター実施。 ・先行技術文献の調査・検索助言 ・特許出願等知財権利化・知財係争時の専門家紹介 ・製品化クラウドファンディング活用	○ - 試作品製作について：蒔由紀子氏の倒れないカップホルダーについて、当会顧問・法人会員（㈱ワッツ）がサポートし製品化、及びパリエーションの多様化を推進中。また、若林理事が人脈を活かし、3Dプリンターで2名の試作依頼に対応しました。希望者の意向に全て対応できる状況にはないが、現会員の属性の範囲で対応。 ・先行技術文献の調査や特許出願は、関係強化を進めているINPIT神奈川県知財総合支援窓口を紹介するように変更し対応しています。 ・クラウドファンディング活用はないが、勉強会等をZOOM開催し、実際にクラウドファンディングに成功した婦人発明家協会に講演等の情報協力を要請中。	
10		⑤ 案 品 発 明 紹 介 ・ 考	発明・考案品の紹介事業		ダイレクトメール（ネット、郵送等）自前での開発力に乏しいなど様々な事情により、新商品を求める法人・企業への情報提供を市役所担当課や県内工業会等と連携	×

No.	定款上 事業名	事業内容		詳細・補足・課題	結果
		中項目			
11	⑥ 試験的 販売等	発明・考案の展示発表（対外的）	GIBUN 手づくり市 「中区民祭り ハローよこはま 2023」	「発明・考案品の公開・発信事業」の位置づけも兼ね、イベントに出店します。状況に応じて、他の開催イベントへの参加も検討します。	◎ イベント出店は、2023年度事業の中で最大の成果。「GIBUN手づくり市」は出店上の課題を洗出す上で大きな意味がありました。11月の「ハローよこはま2023」は会のPRとしては大きな成果があったと言えます、また、共同で販売する際の商品パッケージを見直す機会にもなりました。但し、希望するイメージとは違った出店だったという出品参加者の声があったことや、出店費用が当会の予算規模では負担が大きかったという課題も残しました。
12	座 ⑦ 実出 施前 講	出前講座の実施	受託講座	依頼に基づき出前講座を行う。「発明・考案の楽しさや可能性を啓蒙する。」	× 依頼はなく、強い働きかけも行っていないので実績はありません。但し、TVK「ハマナビ」収録時の作品説明で行った「何故、この発明品を考えた」という多様なキッカケ(経緯)は、外部からの講座依頼があった際の「講演内容」の話題・テーマとして有用な情報を得ました。

(2) その他の事業

No.	定款上 事業名	事業内容		詳細・補足・課題	結果
		中項目			
1	あ 運 り 営 方 の 針	事務所のあり方検討、移転	移転に伴う財政への影響開示。会費に関する意見集約	関内駅前再開発計画に伴うセルテ退去期限2025年3月末。市民共同オフィス内の他テナントと同調した移転、個別移転、事務機能のクラウド化、当会が主テナントとなりシェアオフィス事業を行う等、複合的に検討し、令和6年度上半期を目標時期とする。	一 多様な選択肢を持つ為に、定款改定（テナント業）を行いました。親テナント（認定NPO法人横浜移動サービス協議会）の動きを見ながら対応を検討していく段階のまま1年が経過しました。なお、現在の事務所契約の具体的内容の情報は入手できましたので、様々な状況にも対応できるように、準備を進めることとしています。
2	等 事 務 所 賃 所 賃 ・ 機 能	検討	シェアオフィス運営		
3	発明・ 考案品 の販売	当会名のネットショップ開設の可能性検討		納税対応等を含め準備を進める。当会ホームページ上を利用するとして、サーバーとドメイン代の20%をその他の事業分として見込む。	× 2023年度は、収益事業は開始していません。安定的な売上見込と法人地方税均等割負担とのバランスをみて、確実に収益が上げられる状況になることが開始の条件と判断しています。収益の柱となるものが存在することが必要です。ホームページ上で自前の販売を行っている他の発明団体を調べてみましたが、大きな成果が出ていると思えるサイトは見当たらず、自前のホームページ上にネットショップを開設することによる販売では大きな成果が期待できないことが判明しましたので、ホームページ上にネットショップは開設しないことにしました。 当会は、現状の「特定非営利活動」の範囲「発明の啓蒙と発明品の告知の場の提供」の範囲に留めることとし、会員が発明品を販売する場合でも、手数料を得ない方針を継続することとしました。 (参考：開始する際の手順、判断基準) NPO法人は、①NPO法第70条により『みなし公益法人等』、②法人税法第150条により「収益事業を開始した日以後2ヵ月以内に所轄税務署長に『収益事業についての開始貸借対照表』等を添えて『収益事業開始届出書』を提出」と規定されており、③「開始貸借対照表」は、実際に収益事業を開始しなければ作成できません。従って、収益事業を開始しなければ「届」は出せません。収益事業を開始しなければ届出義務は発生しないことを確認済。なお、税務署へ届出する際は、同時に市へ報告を要し、その時点で法人市民税、法人県民税（計年間74,500円）の対象になります。収益事業を定款に明記したことで、法人地方税の対象にはなりません。